

# 意見書・登園届が必要な感染症

石山くじら保育園

	感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
医師が記入する意見書が必要な感染症	麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
	風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失していること
	水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
	流行性耳腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現し手から5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していることまたは適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157,O26,O111等）		医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能）
	急性出血性結膜炎		医師により感染のおそれがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染のおそれがないと認められていること
保護者が記入する登園届が必要な感染症	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること」
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間 （量は減少していくが数日間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること」
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
	突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

※	インフルエンザ	症状がある期間（発症後 24 時間～発病 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
※	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること

※ 意見書・登園届ともに提出の必要はありません。

(厚生労働省による感染症対策ガイドライン参照)